

青森県産業技術センター登録品種の自家増殖に対する対応

更新日：令和5年9月12日

区 分	植物の種類・品種名	自家増殖に対する対応
1. 県の販売戦略上重要な品種	・ 稲「青天の霹靂」	自家増殖は認めない。
	・ おうとう「ジュノハート」	原則自家増殖は認めないが、ブランド化推進協議会の登録生産者に限り、届出により許諾する。
2. 利用許諾契約で種苗の増殖を認める品種	・ りんご「あおり24（はつ恋ぐりん）」 ・ やまのいも「つくなが1号」 ・ きく「あけぼのの舞」「あかねの舞」 ・ アラゲキクラゲ「青AK1号」	生産者が直接利用許諾契約を締結。契約の定めるところにより自家増殖を許諾する。
3. 自家増殖では形質・品質の維持が困難な品種	・ 稲（酒用米） 「華想い」「華さやか」「吟烏帽子」	自家増殖は認めない。
	・ デルヒニウム（F ₁ 品種） 「なつぞらスピアー」「ピンクスピアー」	
4. 産技センターが種苗を増殖、販売する品種	・ 稲（観賞用稲）「ゆきあそび」 「べにあそび」「あかねあそび」 「赤穂波」「紫穂波」「白穂波」	自家増殖は認めない。
5. 1～4以外の内、種苗販売事業者等との利用許諾契約により譲渡、栽培を県内限定としている品種	・ 稲「まっしぐら」「あかりもち」 「ゆたかまる」「あおばまる」 「はれわたり」「あおもりっこ」 ・ りんご「紅はつみ」	原則自家増殖は認めないが、県内生産者は手続きなく自家増殖を認める。
6. その他の品種	・ 稲「ゆきのはな」「式部糯」 「うしゆたか」「ほっかりん」 「あさゆき」「えみゆたか」 「めんこもち」 ・ りんご「あおり15（星の金貨）」 「あおり16（恋空）」	手続きなく自家増殖を認める。